⑷　委託先事業者等の分担範囲等の明確化

国税連携ネットワークシステムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる場合は、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。

⑸　要員派遣を受ける場合等の措置

要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

第５　既設ネットワークとの接続

１　既設ネットワークとの接続条件

税務システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、地方税に関する記録を管理し、及び地方税に関する事務を処理するためのシステムをいう。）との接続等のため、既設ネットワークと国税連携ネットワークシステムとを接続する場合は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

⑴　体制の整備等

ア　既設ネットワークのセキュリティを確保するため、既設ネットワークの開発及び運用に関する責任体制及び連絡調整体制を明確にすること。

イ　既設ネットワークにおいて、個人情報の漏えいのおそれがある場合の事務処理体制を確立すること。

⑵　電気通信回線上の盗取の防止

電気通信回線は専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。この場合において、電気通信回線はデータを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。

⑶　ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと国税連携ネットワークシステムとの間にファイアウォールを設置し、国税連携ネットワークシステム上の処理又は既設ネットワーク上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

⑷　電気通信関係装置の保護等

既設ネットワークに係る電気通信関係装置等は、既設ネットワークの管理責任者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

⑸　機器の接続

既設ネットワークの管理責任者は、ネットワークに機器を接続するための手続、方法等を定め、接続状況を適切に管理すること。

⑹　外部との接続

ア　既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークを外部ネットワークに接続するための手続、方法等を定め、接続及び運用に関する業務を総括的に管理すること。

イ　既設ネットワークと外部のネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部のネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うこと。

２　既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

指定法人は、既設ネットワークとの接続状況について道府県知事及び市町村長と連絡調整を行うこと。また、指定法人は、それぞれの既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、道府県知事及び市町村長と連絡調整を行うこと。

第６　道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用

この告示中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合において、「道府県サーバ」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都サーバ」又は「都知事」と、「市町村サーバ」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区サーバ」又は「特別区長」と読み替えるものとする。

厚生労働省

医道審議会

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第13回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成 22 年８月６日

厚生労働大臣　長妻　　昭

１　試験期日　平成23年１月29日（土曜日）及び30日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論及び精神保健福祉援助技術

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五枝択一を基本とする多枝選択形式とし、出題数は156問、総試験時間数は260分とする。

⑶　出題基準を別途定め、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

５　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。以下「４年制専修学校」という。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（平成23年３月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院へ入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神保健福祉士法第７条第１号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目（平成20年厚生労働省告示第307号）に掲げる科目）であること。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目
②　現代社会と福祉
③　地域福祉の理論と方法
④　社会保障
⑤　低所得者に対する支援と生活保護制度
⑥　福祉行財政と福祉計画
⑦　保健医療サービス
⑧　権利擁護と成年後見制度
⑨　精神医学
⑩　精神保健学
⑪　精神科リハビリテーション学
⑫　精神保健福祉論
⑬　精神保健福祉援助技術総論
⑭　精神保健福祉援助技術各論
⑮　精神保健福祉援助演習
⑯　精神保健福祉援助実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う学科若しくは課程を卒業した者を除く。）であって、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事したもの（平成23年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）